

○財務省告示第百八号

中華人民共和国産トルエンジンシアナートに対し不当廉売関税を課する期間として関稅定率法（明治四十三年法律第五十四号）第八条第一項の規定により指定された期間が満了したので、不当廉売関税に関する政令（平成六年政令第四百十六号）第十六条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和二年四月二十七日

財務大臣 麻生 太郎

一 関稅定率法（以下「法」という。）第八条第一項の規定による指定に係る貨物の品名、銘柄、型式及び特徴

(一) 品名、銘柄及び型式 法の別表第二九二九・一〇号に掲げる物品のうちトルエンジンシアナート

(二) 特徴 主として、自動車座席や寝具等に使用されるポリウレタン軟質フォームの原料として用いられる。

二 法第八条第一項の規定による指定に係る貨物の供給国

中華人民共和国（香港地域及びマカオ地域を除く。）

三 法第八条第一項の規定により指定された期間

平成二十七年四月二十五日から平成三十二年四月二十四日までの期間